

和 福 障 第 1 9 0 号
令 和 2 年 4 月 1 6 日
(2 0 2 0 年)

指定計画相談支援事業所管理者 様
指定障害児相談支援事業所管理者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等に関する取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」により、相談支援の運営基準等について柔軟な取扱いが可能とされているところです。

これを受け、本市において次のとおり取り扱いを整理しましたので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

- 1 新規にサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成する際は、従来通り居宅等（居宅、グループホーム、障害者支援施設、精神科病院等）での利用者やその家族との面接を必須とします。
- 2 従来、サービス変更又はサービス更新時のサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成並びにモニタリング実施時においても、居宅等での利用者やその家族との面接は必須とされているところですが、感染の恐れがあるとの理由から利用者やその家族又は施設等から面接を断る申し出があった場合や相談支援事業所が感染のリスクを考慮し、居宅等で面接を行うことが適当でないと判断した場合は、例外的に居宅等での面接に代えて電話等の代替手段により実施することを可能とします。この例外的な取扱いを行う場合は、利用者やその家族に丁寧に説明するとともに、通常の記録に加え、電話等の代替手段についても記録してください。
- 3 上記2に関わらず、利用者の状態像に大きな変化等があり、相談支援事業所が居宅等での面接が必要と判断する場合は、居宅等を訪問し利用者やその家族との面接を実施してください。
- 4 サービス等利用計画を作成する際のサービス担当者会議について、例外的に各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことを可能とします。この例外的な取扱いを行う場合は、各サービス担当者との連絡方法や連絡内容を記録してください。

- 5 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のQ&Aにおいても相談支援の例外的な取扱いが示されていますので参照してください。当該通知に記載されていない加算（サービス提供時モニタリング加算やサービス担当者会議実施加算等）については、例外的な取扱いの対象外とします。
- 6 本取扱いは、当面の間、適用することとしますが、今後の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせします。

（連絡先）

障害者支援課 事業所指定担当

073-435-1060

指導監査課 障害福祉サービス指導班

073-435-1319